

## 葛城市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、葛城市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第4項の規定に基づき、葛城市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、企画部長をもって充てる。

3 事務局員は、企画部企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月30日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個 数	管 理 者																		
葛城市地 城公共交 通活性化 協議会会 長之印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>葛</td> <td>城</td> <td>公</td> <td>共</td> <td>交</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>活</td> <td>性</td> <td>化</td> <td>協</td> <td>議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会</td> <td>長</td> <td>之</td> <td>印</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	葛	城	公	共	交	通	活	性	化	協	議		会	長	之	印			てん書	方 2 4 ミ リメート ル	会長名を もって発 する文書	1	事務局長
葛	城	公	共	交	通																			
活	性	化	協	議																				
会	長	之	印																					